

令和元年度第2回箕面市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

1. 日時

令和2年2月21日(金) 13時55分～14時50分

2. 場所

総合保健福祉センター2階大会議室

3. 出席者

(会長)

- ・富山大学准教授 猪井博登

(構成員)

- ・阪急タクシー株式会社 川崎祥司
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 小森成人 代理
- ・阪急タクシー労働組合 堀内隆彦
- ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 齊藤慎一郎
- ・公益社団法人箕面市シルバー人材センター 平野秀之
- ・箕面市健康福祉部長 大橋修二
- ・箕面市地域創造部長 小山郁夫

以上、委員8名出席2名欠席、傍聴者0名。

4. 協議事項

(1) 箕面市における福祉有償運送の必要性について【資料1】

(2) 更新及び変更申請にかかる審議【資料2】

特定非営利活動法人自立生活センター・FREE

(3) 安全安心な福祉有償運送事業の運営のための確認事項について【資料3-1 3-2】

5. 協議結果と質疑応答の概要

(1) 箕面市における福祉有償運送の必要性について

【事務局から資料1により説明】

事務局：資料に示す箕面市域の福祉有償運送車両数は、車両計上の方法を整理し、運送の区域を箕面市として当協議会に申請される事業者のすべての車両を計上することとした。

構成員：異議なし。

【協議結果】提案どおり承認された

(2) 更新及び変更申請にかかる審議【資料 2】

・特定非営利活動法人自立生活センター・FREE

【事業者から資料 2 により説明】

○質疑応答の概要

事業者：更新申請書類を事務局に提出したのは1月24日だが、2月3日に理事長が亡くなった。その後、まだ理事会を開いていないため法人の登記や書類変更をしていない。

構成員：前回の料金変更申請時に、北摂ブロックの協議会が後にあるので、そちらで認められれば箕面市での変更を認めるということになっていたが、今回の申請料金は北摂ブロックで承認を得ていると思って良いのか。

事業者：北摂ブロックの運営協議会は、次回3月23日(月)に開かれる。前回の箕面市運営協議会后、北摂ブロック運営協議会があったが、そこで「30分単位ではなく短い単位でお願いします」と言われたので10分単位に変更したこと、一律30分1,400円で申請していたが、軽自動車も所有しているため、小型車料金と大型車料金で分けるよう変更した。

会 長：事務局に確認するが、今回も前回同様、更新・変更申請内容について、ひとまず箕面市運営協議会としての承認を諮り、最終これで登録していただくかは北摂ブロックとの協調ということで良いか。

事務局：良い。

会 長：それでは、まずは箕面市としての意思形成をさせていただきたいと思う。

構成員：もし北摂ブロックで申請が通らなかった場合、再度箕面市で申請し直すことになるのか。

会 長：更新申請自体は承認され、料金の変更ができないと現行料金のままになってしまうと思うが、もしそれでも料金を変えたい場合は、文書照会か、会議をもう一度開催するのか、そのままにされるのか。まず事務局に確認したいのと、申請者として、もし通らなかった場合どうされるか聞きたい。

事務局：事務局としては、北摂ブロックで通らなければ現行料金ということで前回同様の扱いとさせていただきたい。今回は、継続申請と料金変更という2つの申請なので、継続は良となっても料金が通らなければ、現行料金で運営していただく認識でいる。

会 長：事業者もそれで良いか。

事業者：その扱いで良い。

会 長：これは事務局へ確認するが、大阪のタクシー運賃制度からしてもおよそ2分の1に入っているということによろしいか。

事務局：はい。一般タクシー運賃の公示料金の2分の1に入っていることを確認している。

【協議結果】特定非営利活動法人自立生活センター・FREE について、更新申請については承認し、変更申請については、大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会にて認められた額を認めることで協議が調ったものとする

(3) 安全安心な福祉有償運送事業の運営のための確認事項について

事務局：昨年 8 月 19 日に開催した前回の協議会にて、協議会の中で認可された事業者の事故や苦情、運行管理ができていくかどうかの監査はどこが行うのか。申請を承認する立場である協議会では把握できず、そのまま承認することに疑問を感じると構成員よりご意見いただいた。そのことについて、事務局等で検討したので、本日は、その考え方と今後の確認方法や内容案を提示させていただき、委員の皆様からのご意見を賜りたいと思う。

まず、監査、是正措置命令等につきましては、道路運送法第 94 条及び 79 条の 9 第 2 項より、国土交通大臣に権限があることから、近畿運輸局大阪運輸支局が実施するものであり、市町村や協議会に与えられた権限ではないと認識している。また、前回の協議会で会長よりご発言いただいたとおり、協議会として事業者の承認の際に考慮するのは、「運送の区域」、「旅客から收受する対価」、「旅客の範囲」の 3 点に収束することから、それ以外の事項を事業者から報告させ、承認の判断材料とすることは難しいと考える。しかし、意見のあったとおり、協議会が事業者の事故等の状況を把握し、改善点を助言できるような仕組みがあれば、安全安心な福祉有償運送の運営となることから、権限の範囲内で協議会として行える確認内容や方法を検討した。

【事務局から資料 3-1 3-2 により説明】

○質疑応答の概要

構成員：「更新の承認材料としない」ということであるが、果たしてそれが協議会として良いのかという疑問が残る。

結果を資料として表に出さないのか。目的が「安全安心な福祉有償運送事業の運営のため」というならば、実際に利用される方がどの事業者がどうなんだという判断基準があっても良いと思う。せっかく一定の資料ができあがったところで、どの事業者を利用しようかと思ったときに判断材料がないというもおかしいと思うのと、この取り扱いを、この枠の中で収めてしまっても良いのかというのも疑問なので、皆様で検討していただきたい。

会 長：1 点目については、前回と同じことになるが、法律解釈の結果、3 点で承認判断しないと、与えられている権能以外のことをするので、極論すれば、登録なされなかった事業所のかたから行政裁判を起こされる危険性もあるため、この場としてもそれを超えるところは望むべきところではないと思う。制度の通達を触る必要があるのでこの場では難しいと個人的には考える。

後者については、目的として、事業者が安全安心の振り返りに使っていただくということではまずデータ蓄積はするが、【資料 3-2】のとおり運転者氏名記載欄があったり、事故の内容についても個人の問題になりかねないというのもあるので、このレベルを蓄積可能としても今のままでは公開は難しいと思う。もし、公開するにしてもここから抜粋した事故の概要ぐらいしか出せないと思う。

委員の皆様及び事務局の意見を伺いたいが、まずは事故データを使うとしたら、事業者に返す分には個人情報の問題はないだろうということでお返しす

るにしても、当該事業者以外にお見せするとすると、現状の情報量では個人情報問題が含まれているので、そこをどこまで公開するかということを含めた議論が必要かと思う。何かこの点について意見があれば。

構成員：運輸支局に伺うが、民間のタクシー会社は事故について公表しているのか。それも判断基準の1つになると思う。先ほども言われたように、利用者が選ぶ基準であるならば、福祉有償だけが事業所の事故や対応を公表するのは制度上おかしくなるのではないかと思うので、民間の事業所の事故等についての公表はどのようになっているか教えてほしい。

構成員：事故に関しては、重大事故に当てはまると、事業者から事故報告というものをを出していただく流れになるが、実際それを取り扱っているところは保安部門というところで、そこが事故報告を受けた後に公表しているかどうか確認していないのでわかりかねる。確かにその取り扱いに倣う形でないとおかしくなるように思う。

構成員：事故だけに限らず、年1回運輸安全マネジメントの関係で安全報告書を公表するように決められていて、この安全報告の中で重大事故として届け出を出したような案件については、件数のみ公表している記憶がある。

会 長：公表は運輸局ではなく運輸安全マネジメントの中で行っているのか。

構成員：その通り。

構成員：個別事故を公表するという形ではなく、例えば、観光バス事業者の貸切バスでは安全対策がきちっとできているか1ツ星、2ツ星、3ツ星という評価があったり、タクシーでも独自に優良事業者等認定制度という、安全に対する姿勢や企業内のコンプライアンスについて評価していくことが進められている中で、福祉有償運送だけが完全に切り離されているところがある。金額はどうであれ有償で人を運んでいるため当然安全が絶対条件になってくる。決して1件1件の事故の公表を求めているのではなく、できれば協議会の中で基準を設けて1ツ星、2ツ星などの形で評価していくことで利用者に選んでもらうと。良い事業者はどんどん続けていただければ良いが、悪質なものが入ってくることにについては問題があると思っているので、この辺りのことを協議会の中で決めていくことが必要かと思いきご提案させていただいている。

会 長：貸切バスでされている三ツ星制度、タクシーの優良事業者等認定制度については、それぞれ自主的な取り組みで関係事業者や関係団体がされていると認識している。そのため、それを福祉有償の協議会としての体制とするのか、箕面市の独自事業とするのかは議論が残るところと考える。それを取り扱うのか、そういった表彰制度をするのかということについては、この会としては難しいと思う。手元に情報はあれど、これを他の目的に流用することはできないのでこれをもう一度申請していただく必要もある。数事業所のために皆様のお手数をおかけして認証制度を実施するとすると、規定等作らないといけないので過大なことだと感じる。指摘の点は理解はし得るが、今見ていると不良な事業所はなく、もし不良な事業所がでてきて、環境が悪く、直す必要が出てきたら箕面市として導入することを考えるとして、個人の意見としてはこの協議会としてそこまで踏み込む必要はないと考える。

事務局に確認だが、公表の点と事故のレベルなど、一度持ち帰るか。スタートを遅らせて次のタイミングでの協議とするか。

事務局：まずは、今回提案した確認事項は実施したいと思う。集まった情報を、資料で提案したフローに則って次回の運営協議会に諮り、その中で何か改善点等があれば改めて議論いただきたいと思っている。

会 長：あと、少し検討いただきたいのは、データを蓄積してこのフローで検討するまでは良いと思うが、件数を公表するかということについては、事業所にもご理解いただいた上でデータ提供していただかないと、この協議会にデータを出したからといって自動的に公表して良いというものになっているかどうか分からないので、事業所としても公表されるつもりでないため目的外使用だと言われかねないと思うがその点はどうか。

事務局：公表についても、現在運営協議会そのもので公表すべきかどうかという議論を今後また深めていただければと思うので、当面の間は協議会の中だけで止まる情報として、目的は事故防止のための意見・助言を協議会が行うためだけということで使用させていただきたいと考えている。

会 長：そうしましたら、タクシーでも一定基準以上の事故は件数報告しておられるということだが、この辺りの線引きをどこにするか皆様からまたご意見をいただきたいと思う。

後追いになるが、来年度になって公表制度が動けるようになれば改めて事業者にはそういう指示を出していただくことを追記してお願いするとして、今回はひとまず協議会内部としての事故情報を共有するというにさせていただきたい。確認だが、協議会資料としては非公開になるということか。

事務局：その通り。

構成員：当該事故が起きた時に事業者が事故の記録を出さなければならないということは、どういう形で周知徹底されるのか。要は、何か協議会と事業所の間に約束事があってその中に入れられるのかなど。

事務局：今のところ、この内容については、事業所に強制するような要綱等の改正は考えていない。事業所には、趣旨等を説明の上、あくまでも通知レベルで協議会に事故報告をあげていただくようご協力依頼させていただこうと考えている。

会 長：ということで、協定を結ぶとか、会としてそれを求めるということは書きにくいですが、こちらとしてもボランティアな取り組みとしてそういうことをしたいので是非提出をお願いしますといった形で依頼するしかないかと考える。このスタートはいつからか。

事務局：令和2年度4月からの事故を報告していただくようにご依頼させていただこうと考えている。

会 長：次回の協議会への積み残し、事務局への宿題として、これの公表方法、どのレベルまで公表するのか、どんな内容で公表するのかということ次回の協議会までに検討して、たたき台を出していただければと思う。協議会で次回はこれが上がってくるということなので、その際は皆様から安全に対するご意見を賜ればと考える。

構成員：今までの議論で、民間のタクシーやバス事業者の場合は事業者はボランティアで公表していると。この協議会などの許認可をしているところが公表しているわけではないので、会長がおっしゃったように、個人的にもこの会がそれをする、または事業者を評価するというのは逆に訴えを起こされる可能性もあるため違うのではないかと思う。公表を事業者に求めるということを検討するのであれば事務局に投げてよいと思うが。

会 長：そこまでこの会として求めるということは難しいかということで。そこまですると運輸安全マネジメントをなささいという言い方になってしまって、要は、そこまですなさいという権能はないんじゃないかという議論。

構成員：福祉有償運送事業で事故が起こった場合は運輸支局に報告があり、協議会で議論する権能も与えられていないので、そういう意味ではこの場が公表云々を求めるのは違うのではないかと思う。

会 長：安全確認事項としてはこのような形でそれぞれの事業所に対する意見・助言というところまではすると。この場のご意見として、公表についてははばかられるということか。

構成員：意見なし。

会 長：ありがとうございます。では公表については、そこまでは、ということのようなのでここは控えた形で、まずは事業者に対しての情報提供と、データの蓄積をしていくということで令和2年4月から開始する。

脱線の話だが、例えば、事故が起こっているというメッセージだけを出すと、利用者としても不安に陥るだけであまり良いことは起こらない。専門用語になるが、「自己効力感がある」というのは、事業者の場合はそういう情報を出して改善していこうとしてプラスに働くが、一般的には自己効力感というのはそれぞれの項目で自分がそこから逃げられない、そのことにずっと立ち向かわなければならぬという項目であれば立ち向かうが、一般利用者はそうではないので、単に事故だけの情報を出してしまうとむしろ負の影響があると考え。なので、今回の重要なところは、事故を起こしたことだけでなく、そこに対してどういう対策を打ったか。あと、先ほど意見があったように、あまりに悪質な事業所が大きくなってきたときに公表するのも1つかと思うが、現状はそこまでのことではなく、むしろ利用者たる市民に非常に不安を与えかねないということも付け加えておく。

【協議結果】提案どおり承認された。令和2年4月以降に起きた事故を報告対象とし、次回以降の運営協議会にて非公表の事務局報告案件とする。なお、令和元年度中に事務局より事業者へ取り組みの周知及び協力依頼を行う。

以上